

第3回定例会議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 4 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 議案第35号 いちき串木野市議会議員及びいちき串木野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第36号 いちき串木野市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第37号 いちき串木野市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及びいちき串木野市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 予算議案第2号 令和4年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）
- 第 9 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

本会議第1号（6月6日）（月曜）

出席議員 16名

1番	西田憲智君	9番	大六野一美君
2番	田畑和彦君	10番	東育代君
3番	高木章次君	11番	中里純人君
4番	江口祥子君	12番	竹之内勉君
5番	吉留良三君	13番	下迫田良信君
6番	松崎幹夫君	14番	原口政敏君
7番	田中和矢君	15番	福田清宏君
8番	中村敏彦君	16番	濱田尚君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	岩下麻衣君
補	佐	石元謙吾君	主	査	福谷和也君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	中屋謙治君	財政課	長	宮口吉次君
副市	長	出水喜三彦君	市来支所	長	橋口昭彦君
教育	長	相良一洋君	教育総務課	長	瀬川大君
総務課	長	山崎達治君	消防	長	谷口浩貴君
企画政策課	長	北山修君	都市建設課	長	吉見和幸君

令和4年6月6日午前10時00分開会

△開 会

○議長（濱田 尚君） これから令和4年第3回いちき串木野市議会定例会を開会します。

△報 告

○議長（濱田 尚君） まず、報告します。

去る5月31日までに受理した請願・陳情要望書等
は、お手元に配付した請願・陳情文書表及び陳情配
付文書表並びに要望書等配付文書表のとおりであり
ます。

なお、請願・陳情については、付託区分表のと
おり、所管の常任委員会に付託します。

次に、監査委員から報告のあった令和3年度3月
分の例月出納検査の結果及び監査報告第11号及び12
号について並びに市長から報告のあった令和3年度
繰越計算書、いちき串木野市土地開発公社の経営状
況の写し、株式会社いちき串木野電力の経営状況の
写しをお手元に配付してあります。

また、鹿児島県市議会議長会定期総会出席報告及
び臨時総会結果報告、第97回九州市議会議長会定期
総会書面会議結果報告並びに第98回全国市議会議長
会定期総会結果報告についても、その写しをお手元
に配付してあります。

△開 議

○議長（濱田 尚君） これから本日の会議を開き
ます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（濱田 尚君） 日程第1、会議録署名議員
の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、
大六野一美議員、東育代議員を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（濱田 尚君） 日程第2、会期の決定を議
題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から6月27日までの22日
間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、今定例会の会期は、本日から6月27
日までの22日間とすることに決定しました。

△日程第3～日程第8

議案第33号～予算議案第2号一
括上程

○議長（濱田 尚君） 次に、日程第3、議案第33
号から日程第8、予算議案第2号までを一括して議
題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） 令和4年第3回いちき串木
野市議会定例会の開会に当たり、提案いたしました
議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第33号専決処分の承認を求めることについて
であります。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4
年3月31日に公布されたことに伴い、急いでいちき
串木野市国民健康保険税条例の一部を改正する必要
が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に
基づき専決処分したので、同条第3項の規定により
議会の承認を求めるものであります。

専決処分した内容は、令和4年度以降の国民健康
保険税の課税限度額について、基礎課税額を63万円
から65万円に、後期高齢者支援金等課税額を19万円
から20万円にそれぞれ引き上げるものであります。

議案第34号専決処分の承認を求めることについて
であります。

令和4年度いちき串木野市一般会計において、コ
ロナ禍での物価高騰等に直面する生活困窮者等への
支援に係る予算措置に急を要したため、地方自治法
第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、
同条第3項の規定により議会の承認を求めるもので
あります。

議案第35号いちき串木野市議会議員及びいちき串

木野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、選挙運動用の自動車使用及びポスター作成の公営に要する経費について改正しようとするものであります。

議案第36号いちき串木野市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、改正しようとするものであります。改正の主な内容は、個人市民税において住宅ローン控除の見直し、固定資産税において土地に係る固定資産税の負担調整措置の緩和をしようとするものであります。

議案第37号いちき串木野市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及びいちき串木野市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

租税特別措置法等の一部改正に伴い、条文を整理しようとするものであります。

次に、予算議案第2号令和4年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する地域経済対策に係る事業費の計上が主なもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億1,022万円を追加し、歳入歳出予算の総額を167億5,909万7,000円とするものであります。

それでは、歳出から款を追って説明を申し上げます。

4款衛生費は、がん患者の支援策として実施する造血細胞移植後ワクチン再接種費用助成事業費及びがん患者ウイッグ購入費用助成事業費の計上であります。

7款商工費は、商工振興費で笑顔あふれるプレミアム付商品券事業費及び食のまち応援LINEクーポン事業費のほか、タクシー・運転代行・貸切バス事業者緊急支援事業費の計上、観光費で7月17日に

開催予定となったさのさ祭り補助金の計上でありませ

ず。
8款土木費は、道路橋梁費で都心平江線道路改良事業の事業認定申請図書等作成に伴う委託料の計上

であります。
10款教育費は、保健体育費で小・中学校における新型コロナウイルス感染症対策のための保健衛生用品等購入経費の計上

であります。
次に、歳入について説明を申し上げます。

14款国庫支出金及び15款県支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加のほか、事業費決定に伴うものであります。

18款繰入金は、ふるさと寄附金基金繰入金の追加

であります。
19款繰越金は、令和3年度決算見込みによる繰越金のうち、今回の補正財源所要額の追加

であります。
以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、承認及び議決して

くださいますようお願い申し上げます。

○議長（濱田 尚君） これより質疑に入ります。
まず、議案第33号専決処分の承認を

求めることについて、質疑はありませ

んか。
○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認め

ます。
次に、議案第34号専決処分の承認を

求めることについて、質疑はありませ

んか。
○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認め

ます。
次に、議案第35号いちき串木野市議会議員及びいちき串木野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませ

んか。
○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認め

ます。
次に、議案第36号いちき串木野市税条例等

の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませ

んか。
○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認め

ます。

次に、議案第37号いちき串木野市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及びいちき串木野市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、予算議案第2号令和4年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

○14番（原口政敏君） 二、三お伺いしますが、この問題になっている土地の平方メートルは幾らなのかということが1点ですね。

それから、これはうわさですが、市が提示した価格の、相手方が10倍ぐらいの価格を言っているといううわさがございますが、これは事実なのかということが1点。

最後に、市長、橋の名前をどうしてつけられないですかね。開通しないと橋の名前はつけられないんですか。もう長いですよ。橋には名前があるんですよ。今まで橋の名前がなくて、都心平江線ということで私たちは言っておりますけれども。

その3点について、お尋ねいたします。

○都市建設課長（吉見和幸君） 問合せの面積についてでございます。対象面積は209m²と15m²が対象となっているところです。

合計すると2筆ありますので、それぞれの面積を今、答えさせていただきました。

○副市長（出水喜三彦君） 提示金額についてのお話がありました。これにつきましては今回、補正予算におきまして1,650万円という形で委託料を計上しておりまして、今後、事業認定、そしてその後、収用の手続という段階に入っていく予定としてございますが、この法的手続に進むに当たって一切この説明というのを今後も行わないわけではございませんので、言わば交渉の中途の段階、これに当たりますので、金額についての詳細は答弁を差し控えさせていただきます。

○議長（濱田 尚君） もう1点、橋の名前についてでありますけど。

○市長（中屋謙治君） 橋梁のほう、既に完成いた

しておりますが、開通できない状況がございます。橋梁の名称につきましては、これまでの計画として公募を行って名称をつけようという、こういう段取りを考えておりましたけれども、まだそこまで至っていないということで、まだ名称がついていない、こういうことでございます。

○14番（原口政敏君） 私は金額を教えなさいって言ってないんだよ。こういううわさがあるが事実かって。市が提示した価格の10倍ぐらいの要求をしているということを聞いているものだから。私は金額は幾らかとは聞いてないんだよ。そのうわさは事実か事実じゃないか。事実じゃなかったら事実じゃないと言いなさいよ。

それから、209m²と15m²、2筆ですね、これは2筆とも同じ方ですか。

その2点をお伺いいたします。私は金額について教えるとは言っていない、一切。こういううわさがあるか本当かどうかということなんだよな。

それからもう一点、説明では5年で何かできるようなことを言ったと思うんだけど、5年でできるの。私が調べたところはね、それ以上かかるようなことを聞いているんだよな。それで、これはできるかできないか分からないんだよ、僕が調べた範囲内では。5年でできるんですか。

○都市建設課長（吉見和幸君） 最初のどのぐらいの提示に対してどれぐらいの金額を求められているかという件ですが、10倍という金額ではないということをごここでは、そこまで答弁を控えさせていただきますと思います。

あと、2筆ありますが、地権者の方については同じ所有者になります。

それと、最後の認定手続等の期間についてでございます。やはり今回提案いたしました金額に基づいて作業していきますと、5年ということをはっきりは申し上げられませんが、この手続をやるとなると、できるだけ早く終わらせないといけないということをご認識しているところでございます。

○14番（原口政敏君） もう1点だけお伺いしますが、市長、1,650万円というのは私たちは弁護士の費用とっていたんですよ。そうじゃなくて、その

土地代も入っているんですか。1,650万円弁護士費用なのか、その中に相手に対する土地のお金も入っているのか、そこのところ、皆さんに聞いても、分からんとおっしゃるものだから。どうなんですかね。もう最後ですから。

○都市建設課長（吉見和幸君） 今回提案させていただきました予算につきましては、委託料になります。これは事業認定をいただくための委託料でございまして、主にコンサルタントに業務を発注するというような内容になろうかと思えます。

○議長（濱田 尚君） ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） ほかになければ、これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっている議案については、議案第33号及び議案第34号を除き、お手元に配付しました議案の委員会付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

なお、議案第33号及び議案第34号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号及び議案第34号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論・採決に入ります。

まず、議案第33号専決処分の承認を求めることについて、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案を決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認されました。

次に、議案第34号専決処分の承認を求めることについて、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決しま

す。

本案を決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認されました。

△日程第9 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（濱田 尚君） 次に日程第9、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。

現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員について1人の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき選挙の告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える2人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の告知は行えません。

そこで、お諮りします。

選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場の閉鎖]

○議長（濱田 尚君） ただいまの出席議員は16人です。

これから、投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○議長（濱田 尚君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱確認]

○議長（濱田 尚君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

点呼を命じます。

[局長補佐氏名を点呼・各議員投票]

- | | | |
|-----|-------|----|
| 1番 | 西田憲智 | 議員 |
| 2番 | 田畑和彦 | 議員 |
| 3番 | 高木章次 | 議員 |
| 4番 | 江口祥子 | 議員 |
| 5番 | 吉留良三 | 議員 |
| 6番 | 松崎幹夫 | 議員 |
| 7番 | 田中和矢 | 議員 |
| 8番 | 中村敏彦 | 議員 |
| 9番 | 大六野一美 | 議員 |
| 10番 | 東育代 | 議員 |
| 11番 | 中里純人 | 議員 |
| 12番 | 竹之内勉 | 議員 |
| 13番 | 下迫田良信 | 議員 |
| 14番 | 原口政敏 | 議員 |
| 15番 | 福田清宏 | 議員 |
| 16番 | 濱田尚 | 議員 |

○議長（濱田 尚君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（濱田 尚君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に中里純人議員、竹之内勉議員を指名します。

両議員の立会いを願います。

[開票・点検]

○議長（濱田 尚君） 選挙の結果を報告します。

投票総数16票。

これは先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち有効投票 15票

無効投票 1票です。

有効投票のうち

下川床 泉候補 9票

畑中香子候補 6票

以上のとおりです。

以上で本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（濱田 尚君） 本日はこれで散会します。

散会 午前10時31分